

議案第 26 号

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正に関する協議について

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を次のように定める。

千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

千葉県後期高齢者医療広域連合規約（平成18年千葉縣市指令第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により高齢者の医療の確保に関する法律が改正され被保険者証が令和6年12月2日をもって廃止されることに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約に規定している関係地方公共団体において行う事務を改める必要があることから、規約の改正について関係地方公共団体との協議を行うに当たり、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。